

改正案

現行

(教務主任等)
第十二条の二 学校には、教務主任(専攻科に置くものを含む。)、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、司書教諭、研究主任(中学校に限る。)、総務主任(高等学校に限る。)、自立活動主任(特殊教育学校に限る。)、寮務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)(及び舎監(寄宿舎を設置する学校に限る。)(以下「教務主任等」という。))を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2
7 略

8 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

9 研究主任は、校長の監督を受け、学習指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

10 総務主任は、校長の監督を受け、総務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

11 自立活動主任は、校長の監督を受け、自立活動に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

12 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

13 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童、生徒の教育に当たる。

(教務主任等)
第十二条の二 学校には、教務主任(専攻科に置くものを含む。)、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、司書教諭、総務主任(高等学校に限る。)、自立活動主任(特殊教育学校に限る。)、寮務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)(及び舎監(寄宿舎を設置する学校に限る。)(以下「教務主任等」という。))を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2
7 略

8 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

9 総務主任は、校長の監督を受け、総務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

10 自立活動主任は、校長の監督を受け、自立活動に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

11 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

12 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童、生徒の教育に当たる。